

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年7月27日

【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り
287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
U B S 豪ドル・ボンド・インカム
(UBS AUD Bond Income)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
当初申込期間（平成22年8月2日）
1億オーストラリア・ドル（約75億円）
継続申込期間（平成22年8月4日から平成23年8月31日まで）
100億オーストラリア・ドル（約7,508億円）を上限とする。
（注）オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、
便宜上、平成22年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の
対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝75.08円）による。以下、
豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年7月16日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

（２）外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

受益証券は、記名式無額面受益証券で、クラスA受益証券およびクラスS受益証券の２種類である。
（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。）。

（後略）

<訂正後>

受益証券は、記名式無額面受益証券で、クラスA受益証券およびクラスS受益証券の２種類である
（以下、個別にまたは総称して「受益証券」という。）。

（後略）

（７）申込期間

<訂正前>

（前略）

継続申込期間

（中略）

ただし、営業日で、かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注）日本における販売会社または販売取扱会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

<訂正後>

（前略）

継続申込期間

（中略）

ただし、営業日で、かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注１）日本における販売会社または販売取扱会社が定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注２）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

なお、当該時点におけるファンドの純資産総額および市況の動向等により、ファンドの資産が本項に記載されるとおり運用されない場合がある。

<訂正後>

（前略）

なお、当該時点におけるファンドの純資産総額および市況の動向等により、ファンドの資産が本項に記載される通り運用されない場合がある。

（３）運用体制

<訂正前>

（前略）

リサーチ体制について

クレジット・リサーチは社内の専任クレジット・アナリストが行い、ポートフォリオに組入れられる全ての銘柄について事前に独自の社内格付けを行っている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

リサーチ体制について

クレジット・リサーチは社内の専任クレジット・アナリストが行い、ポートフォリオに組み入れられる全ての銘柄について事前に独自の社内格付けを行っている。

（後略）

（５）投資制限

<訂正前>

（前略）

（二）ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産総額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（二）ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産総額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求される通り、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

（後略）

3 投資リスク

(2) リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

（前略）

リスク管理体制

投資運用会社では、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、全てのビジネス活動の根幹となっている。全ての従業員がコンプライアンスに対して責任を負い、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いサポートとコミットメントにより、一層、その有効性が高まっている。コンプライアンスは、全ての業務から独立した体制を敷いている。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

リスク管理体制

投資運用会社では、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員がコンプライアンスに対して責任を負い、経営陣によるコンプライアンス体制に関する強いサポートとコミットメントにより、一層、その有効性が高まっている。コンプライアンスは、すべての業務から独立した体制を敷いている。

（後略）

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

日本国内における申込手数料

< 訂正前 >

日本における申込手数料は、申込金額の2.10%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社および販売取扱会社である三菱東京ＵＦＪ銀行では、申込口数により以下の手数料率を適用する。

（後略）

< 訂正後 >

日本における申込手数料は、申込金額の2.10%（税抜2.00%）を上限として日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める料率とする。なお、日本における販売会社、および販売取扱会社である三菱東京ＵＦＪ銀行では、申込口数により以下の手数料率を適用する。

（後略）

第2 管理及び運営

3 資産管理等の概要

（1）資産の評価

<訂正前>

純資産総額の計算

（中略）

ファンドの資産の価値は、原則として、以下のとおり決定される。

（中略）

受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止

（中略）

- （ ）ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない時

- （ ）いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間

（後略）

<訂正後>

純資産総額の計算

（中略）

ファンドの資産の価値は、原則として、以下の通り決定される。

（中略）

受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止

（中略）

- （ ）ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間

- （ ）いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間

（後略）

第三部 特別情報

第5 その他

< 訂正前 >

（前略）

(2) 有価証券届出書「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」、および「第三部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」の主要内容、外国証券取引口座約款ならびに申込み等に関する販売会社の関連内規（申込締切時間等）を要約し、請求目論見書の冒頭に記載することがある。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(2) 有価証券届出書「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」、および「第三部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」の主要内容、外国証券取引口座約款ならびに申込み等に関する日本における販売会社および／または販売取扱会社の関連内規（申込締切時間等）を要約し、請求目論見書の冒頭に記載することがある。

（後略）